

高齢者あんしんセンター高風園運営規程

(事業の目的)

第1条 高崎市が委託し、社会福祉法人群馬県社会福祉事業団が受託運営する地域包括支援センター地域型センター（愛称：高齢者あんしんセンター高風園、以下、「センター」という。）が行う地域支援事業（以下「事業」という。）の適切な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、センターの専門職が、適切な地域包括ケアを実現することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 センターの専門職は、高齢者が住み慣れた地域で、尊厳あるその人らしい生活を継続できるよう利用者の立場に立って支援を行う。

2 事業の実施にあたっては、できる限り要介護状態にならないよう「介護予防サービス」を適切に確保できるようその調整に努めるとともに、要介護状態になっても高齢者のニーズや状態の変化に応じて必要なサービスが切れ目なく提供される「包括的かつ継続的なサービス体制」を確立するよう努める。

(センターの名称等)

第3条 事業を行うセンターの名称及び所在地は、次のとおりとする。

名 称 高齢者あんしんセンター高風園

所在地 高崎市寺尾町2412番地

(職員の職種、員数及び職務内容)

第4条 センターに勤務する職員の職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

| 職 種 | 職員数 | 主 な 職 務 内 容 |
|--------------|-----|---|
| 管理者 | 1 名 | センターの担当職員の管理に関すること及び業務の実施状況の把握、指揮命令等に関すること（兼務） |
| 社会福祉士 | 1 名 | 包括的支援事業、介護予防・日常生活支援総合事業、指定介護予防支援業務、第1号介護予防支援事業、任意事業に関すること |
| (主任) 介護支援専門員 | 1 名 | 包括的支援事業、介護予防・日常生活支援総合事業、指定介護予防支援業務、第1号介護予防支援事業、任意事業に関すること |
| 保健師 | 1 名 | 包括的支援事業、介護予防・日常生活支援総合事業、指定介護予防支援業務、第1号介護予防支援事業、任意事業に関すること |
| 介護支援専門員 | 1 名 | 介護予防・日常生活支援総合事業、指定介護予防支援業務、第1号介護予防支援事業に関すること |

(営業日及び営業時間)

第5条 センターの営業日及び営業時間は、次のとおりとする。ただし、市との協議により必要と認めるときは、これを変更することができる。

(1) 営業日 月曜日から金曜日

ただし、高崎市の休日を定める条例（平成元年条例第36号）第1条第1項各号に規定する休日を除く。

(2) 営業時間 午前8時30分から午後5時15分まで

(3) 電話等により、24時間常時連絡が可能な体制とする。

(センターの基本機能)

第6条 センターは、以下の基本機能を担うものとする。

(1) 地域に総合的、重層的な「地域包括支援ネットワーク」を構築する。

(2) 高齢者の相談を総合的に受け止め、訪問等により実態を把握し必要な支援につなげる。また、虐待の防止等高齢者の権利擁護に努める。（総合相談支援・権利擁護）

(3) 要支援者及び介護予防・生活支援サービス事業対象者が要介護状態等になることを予防するため、包括的かつ効率的にサービスが提供されるよう、適切なマネジメントを実施する。（介護予防ケアマネジメント）

(4) 個々の高齢者の状況や変化に応じた包括的かつ継続的なケアマネジメントを介護支援専門員が実施することができるよう、地域の基盤を整えるとともに、介護支援専門員を支援する。（包括的・継続的ケアマネジメント支援）

(5) 多職種が参加する「地域ケア個別会議」、「地域別課題検討会議」を開催し、高齢者への個別支援、地域課題の把握や社会基盤の整備など、地域ケア会議を活用した地域づくりを実施する。（地域ケア会議の推進）

(6) 認知症地域支援推進員を配置し、認知症になつても住み慣れた地域で安心した生活が送れるよう、地域における認知症の人とその家族を支援する。（認知症施策の推進）

(7) 在宅医療・介護連携に関する相談の受付、在宅医療・介護サービスの情報共有支援を行うためのシステムを構築する。（在宅医療・介護連携の推進）

(8) 地域に不足するサービスを把握し、多様な主体による多様な生活支援サービスの提供体制の創設を支援する。（生活支援サービスの体制整備）

(対象者)

第7条 センターで行う事業の対象者は、概ね65歳以上の市内の高齢者及びその家族とする。

(利用料の額)

第8条 事業を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとする。

(市との協議)

第9条 センターの円滑かつ適切な運営の確保に関しては、市との協議を行うものとする。

(通常の事業の実施地域)

第10条 通常の事業の実施地域は高崎市片岡地域とする。

(衛生管理等)

第11条 センターは、センターにおいて感染症が発生し、又はまん延しないようには次にあげる措置を講ずるものとする。

(1) センターにおける感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。

(2) センターにおける感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備する。

(3) センターにおいて、従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的に実施する。

(虐待への対応)

第12条 センターは高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律(平成17年法律第124号。以下「高齢者虐待防止法」という。)等の規定により、センターに勤務する職員に対し研修を受講させる等、必要な体制の整備を行うとともに、虐待の未然防止のために、必要な措置を講じるものとする。

2 センターは虐待の事例を把握した場合には、高齢者虐待防止法の規定に基づき、速やかに当該高齢者を訪問して状況を確認するなどし、市に情報提供するとともに相互に連携し、適切な対応をとるものとする。

(苦情処理の体制)

第13条 利用者からの苦情に対応する窓口(連絡先)は次のとおりとする。

- | | |
|-----------------------------------|-----------------|
| (1) 高齢者あんしんセンター高風園 | 電話 027-325-3578 |
| (2) 高崎市福祉部長寿社会課 | 電話 027-321-1319 |
| (3) 高崎市介護保険課 | 電話 027-321-1250 |
| (4) 群馬県国民健康保険団体連合会 介護保険課(苦情専用) | 電話 027-290-1323 |

(事故発生時の対応)

第14条 利用者に対する指定介護予防支援及び介護予防・日常生活支援総合事業の提供により事故が発生した場合は、担当職員は速やかに必要な措置を講ずるとともに、保険者、当該利用者の家族に連絡しなければならない。

(業務継続計画の策定等)

- 第15条 センターは、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定介護予防支援及び介護予防ケアマネジメントの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講ずるものとする。
- 2 センターは、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施するものとする。
- 3 センターは、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

(守秘義務)

- 第16条 センター職員は、業務上知り得た高齢者及びその家族に関する個人情報並びに秘密事項については、第三者に対して秘匿する。
- 2 業務上知り得た高齢者またはその家族に関する個人情報並びに秘密事項を、センター職員でなくなった後においても保持するものとする。

(公平・中立性)

- 第17条 センターを運営するにあたり、正当な理由なく特定の事業者・団体・個人を有利に扱うことがないよう十分配慮するものとする。

(その他運営についての留意事項)

- 第18条 センターは、担当職員の資質の向上を図るための研修の機会を設けるとともに、業務体制を整備する。
- 2 センターは事業の一部を指定居宅介護支援事業者に委託する場合には、適切かつ効率的に事業が実施できるよう委託する業務の範囲や業務量について配慮する。
- 3 センターは、適切な事業の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって、業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより、従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとする。

(委任)

- 第19条 この規程に定めるほか必要な事項は、市との協議により別に定める。

附 則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。
この規程は、平成30年4月1日から施行する。
この規程は、令和3年4月1日から施行する。
この規定は、令和6年4月1日から施行する。